

大阪市水道局シーズ・インキュベータ制度実施要綱

(平成30年2月21日局長決)

(最近改正 令和8年3月31日課長決)

(制度)

第1条 大阪市水道局は、技術継承及び人材育成の重要性に鑑み、職員が主体的に設定した水道の技術又は経営に関する基礎的なテーマについて調査研究することを積極的に支援する、シーズ・インキュベータ制度（以下「本制度」という。）を導入する。

(要綱)

第2条 本要綱は、本制度が、職員のスキルアップやキャリアアップ等を通じた自己実現のインセンティブを創出するとともに、自由闊達に調査研究に取り組む職場風土を醸成し、本市水道事業の持続性の一層の確保と広域展開に貢献する人的基盤の強化に資するよう、その実施に必要な事項を定める。

(申請・登録)

第3条 当局職員が本制度に基づく調査研究を実施する場合は、シーズ・インキュベータ（調査研究）登録申請書（様式第1号）により次条に定める大阪市水道局シーズ・インキュベータ制度運営委員会に申請し、承認を得るものとする。

2 本制度上の調査研究に要する期間は、3年間を上限とする。

3 次条に定める運営委員会は、第1項による申請について、本制度上の調査研究としての承認の可否を審議し決定する。

(運営委員会)

第4条 本制度を運営するに当たっての基本的事項について審査決定するため、大阪市水道局シーズ・インキュベータ制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 総務部長

副委員長 工務部長

委員 研修・厚生担当課長及び計画課長

3 委員長は運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を行う。

5 運営委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 6 委員長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(実施体制)

第5条 本制度上の調査研究は、第3条第3項に定める承認を受けた調査研究グループ（以下「クラスタ」という。）単位で実施するものとする。

- 2 各クラスタにおける構成員及び役職は、次表の左欄に定めるとおりとし、それぞれの右欄に定める役割を果たすものとする。

クラスタリーダー	調査研究の計画立案、実施、成果のとりまとめ、報告等全般を主導する。
クラスタメンバー	クラスタリーダーとともに調査研究を実施する。
クラスタ助言者	クラスタリーダーとクラスタメンバーが自由な発想で調査研究を進めることができるよう、適宜助言や環境整備を行う。

- 3 クラスタリーダーは、第3条第1項の規定により申請を行った職員とし、その職位を問わないものとする。
- 4 クラスタメンバーは、クラスタリーダーの設定するテーマの調査研究に参画する意思を有する職員とし、課、センター、場、所単位に限定せず、局全体の横断的な参加を妨げないものとする。
- 5 クラスタ助言者は、各クラスタ1名とし、課長級以上の職にある職員とする。
ただし、部長級以上の職にある職員がクラスタリーダーの場合はこの限りではない。

(実施活動)

第6条 本制度上の調査研究にかかる会合及び作業等の実施活動について、勤務時間内に行う場合は勤務扱いとするが、所定の勤務時間外の活動については勤務扱いとしない。

ただし、所定の勤務時間外に活動する場合においても、必要に応じて職場の会議室及び備品を使用することができる。

- 2 勤務時間内の活動における外出は、出張扱いとする。
- 3 クラスタの構成員は、勤務時間中に本制度上の調査研究を実施しようとするときは、その実施時間及び場所（通常の勤務場所を含む。）について、勤務の専決権者に予め申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 第1項に規定する実施活動のうち勤務時間内に実施するものについては、1回あたり2時間以内（出張にかかる移動時間を除く。）、1月あたり2回以内とし、年度あたり20回を上限とする。
- 5 クラスタ助言者は、クラスタメンバーが実施活動を行うにあたっては、クラスタメン

バーの勤務における専決権者と十分な調整を図るものとする。

- 6 クラスタリーダーは、調査研究の活動内容について、適宜クラスタ助言者に報告し、クラスタ助言者は常にクラスタの活動内容を把握し、適正な助言や環境整備に努めるものとする。

(内容変更・終了)

第7条 クラスタリーダーは、本制度上の調査研究を実施する中で、運営委員会において承認を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかにシーズ・インキュベータ（調査研究）実施内容変更・終了申請書（様式第2号）により運営委員会に申請し、承認を得るものとする。

- 2 調査研究が完了した場合及び研究過程で当初想定どおりの成果が得られないと判明した場合は、その事由及びそれまでに得られた知見についてとりまとめたうえで、シーズ・インキュベータ（調査研究）実施内容変更・終了申請書（様式第2号）により当該調査研究の終了を運営委員会に報告するものとする。

(成果等の報告)

第8条 運営委員会は、本制度上の調査研究の進捗状況及び成果を確認するため、年1回以上報告会を開催する。

- 2 クラスタリーダー又はクラスタメンバーは、前項の規定により開催される報告会において、当該クラスタにおける調査研究の進捗状況及び成果を発表するものとする。
- 3 クラスタ助言者は、運営委員会からの求めがあった場合は、当該クラスタにおける調査研究の状況について、運営委員会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 本制度に関する庶務は、職員課（研修・厚生担当）において処理する。

(雑則)

第10条 本制度上の調査研究の中で職員が行った発明に係る権利の処理については、大阪市職員職務発明規則（昭和34年大阪市規則第27号）の定めるところによる。

- 2 本制度上の調査研究を進める上で民間企業、大学等との連携が必要となった場合については、大阪市水道局技術開発に係る共同研究等実施要綱（平成13年7月1日局長決）の定めるところによる。

(施行細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、研修・厚生担当課長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

シーズ・インキュベータ制度
運営委員会委員長 様

申請者
所属
氏名

シーズ・インキュベータ（調査研究）実施申請書

テーマ		
選定理由 (期待される効果など)		
予定期間	年 月 ～ 年 月	
クラスタ構成員	所属・補職	氏名
クラスタリーダー		
クラスタメンバー		
〃		
〃		
〃		
クラスタ助言者		

